

## 佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件

## 1 改正の主旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件に規定している研修の実施者を追加するものです。

## 2 改正の概要

放課後児童クラブ職員の資格要件について（参酌すべき基準）

## （改正後）

職員（第 10 条）

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

| 研修の実施者（現行）    | 研修の実施者（改正後）                 |
|---------------|-----------------------------|
| 都道府県知事・指定都市の長 | 都道府県知事・指定都市の長・ <u>中核市の長</u> |

## 3 改正理由

国基準に基づき、放課後児童支援員の資格要件に規定している研修の実施者は、現在、都道府県知事又は指定都市の長としているが、研修の受講機会の拡充を図るため、国基準が中核市の長も研修を実施できるように改正されたことから、市条例も改正するものです。

#### 4 本市の考え

一部の児童クラブにおいては、認定資格研修者が不足しており、現在県が行っている研修会においては、受講の人数や回数に制限があることから、クラブからも研修機会の拡大の要望があっている。今回の国基準の改正を受け、研修の受講機会を拡充し放課後児童支援員の確保を図るため、国基準どおり市条例の改正を行うこととしたい。

#### 5 今後の研修実施について

現在、長崎県において年3回（県南・県央・県北）の研修が実施されており、今年度も、長崎県において実施されます。次年度以降については、長崎県と協議のうえ研修の実施方法等の検討を行います。

#### 6 施行期日

公布の日から施行（令和2年6月定例会市議会議決日）

## ○佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例【一部改正(案)】 ‹抜粋›

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの